

**二見漁港棧橋（１）外８施設
事業計画書**

小笠原島漁業協同組合

I 指定管理者候補者の提案額(収支計画)

1 施設名称

二見漁港棧橋(1)外8施設

2 指定管理者候補者

小笠原島漁業協同組合

3 収支計画書

(単位:千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
総支出額	7,022	7,022	7,022	7,022	7,022	35,110
利用料金収入	7,022	7,022	7,022	7,022	7,022	35,110

Ⅱ 事業計画

1 管理運営に関する基本的事項

指定施設の設置目的を踏まえたうえで、当該施設の管理運営に関する貴団体の基本的な考え方を述べてください。

- 漁港は、漁業根拠地としての機能を有するものであるが、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定等からみても、漁港区域内に漁業以外の目的の施設も存在しうることとされており、漁業根拠地以外の利用を排除するものではない。
- 漁港整備が進み、漁港の収容能力が向上したことや水産業をめぐる諸事情の変化、近年の海洋レクリエーションの普及に伴い、プレジャーボートによる漁港の利用ニーズも継続して一定数あると認識している。
- そのため、漁港の適正な維持管理を図る観点から、漁港の区域内における船舶の放置等を規制すること等を内容とする漁港及び漁場の整備等に関する法律の改正が行なわれ、この法律改正の趣旨に則り、東京都が漁港管理条例の改正を行い、漁船以外の船舶の利用がある二見漁港において、プレジャーボートの受入施設として「指定施設」を設置したものと理解している。
- したがって、管理運営にあたっては、漁港本来の機能が十分に発揮できるよう漁船とプレジャーボートの棲み分けを図り、プレジャーボートの適正な漁港利用を誘導するとともに、指定施設の効率的な運営の観点から、既存施設の利用率を高める努力を行う必要がある。利用者からの要望についても、漁業活動との調和を図り、漁港本来の機能を阻害しない範囲内で応えることで質の高いサービスの提供を行っていくことが必要と考える。
- 他方で、国の通知において当該施設は、漁業活動に支障のない範囲内で漁業生産活動上中心となっている基本的な施設以外のものを指定することとされており、規模の拡大については、施設の性格上、内在的制約が存在するものと解される。
- 当組合は、漁港及び漁場の整備等に関する法律の精神と東京都漁港管理条例に規定する指定施設設置の趣旨を十分に踏まえたうえで、当該施設が、漁船と漁船以外の船舶の調和ある発展的利用及び漁村社会の活性化に繋がるよう運営を行っていく。

2 漁船と漁船以外の船舶の利用調整について

漁港の本来の機能を損なわずに、漁船と漁船以外の船舶との秩序ある漁港の利用を行わせるには、漁船と漁船以外の船舶の利用調整が重要です。

貴団体は、漁業者とプレジャーボートの利用者との利用調整にどのような能力を発揮できるのか述べてください。

- 二見漁港は、東京都が指定施設を設置する前からプレジャーボートの利用が多く、当組合は、漁港の適正な利用を図るため、プレジャーボートの不法係留の防止や漁港利用のルールやマナーの遵守を利用者に呼びかけてきており、漁港の無秩序な利用の防止に民間の立場から協力してきた。
- 平成15年5月に東京都から管理委託業務を受託し、平成18年4月からは指定管理者として指定施設の適正管理に努めてきた。この間、プレジャーボートの利用者ともマナーの啓発やルールづくりを通じて信頼関係を構築し、利用調整に関するノウハウの蓄積や実績を積み上げてきた。
- 長年の漁業活動や漁港利用の経験により、台風接近や波浪の変化等に対しても十分な知識と経験を有しており、利用者の危険回避に向けた適切かつ迅速な働きかけを行うことが可能である。
- 当組合は、小笠原で操業を行っている漁業者44名が加入している水産業協同組合法に基づく漁業協同組合であり、当然のことながら、漁業の繁閑期や漁船の出入港による混雑等、漁港の利用状況に精通しており、プレジャーボートとの適切な利用調整を行うことが可能である。
- プレジャーボートの利用が特に増加する時期においては、組合員に対して働きかけ、組織的な対応を図ることも可能であり、事前に利用者とのトラブルを予防することができる。
- さらに、プレジャーボートとの利用上、管理上の問題等が発生した場合には、会合や総会等を通じて全漁業者へ速やかな周知を図ることで、迅速な問題の解決が可能である。

3 安全対策・予防対策、災害時の連携体制

施設の利用や維持管理に当たっての安全対策、施設利用者にけが人等が発生した場合等の事故発生時の対応とその予防対策について述べてください。

また、災害時の指定管理者としての取り組みと関係機関等との連携について述べてください。

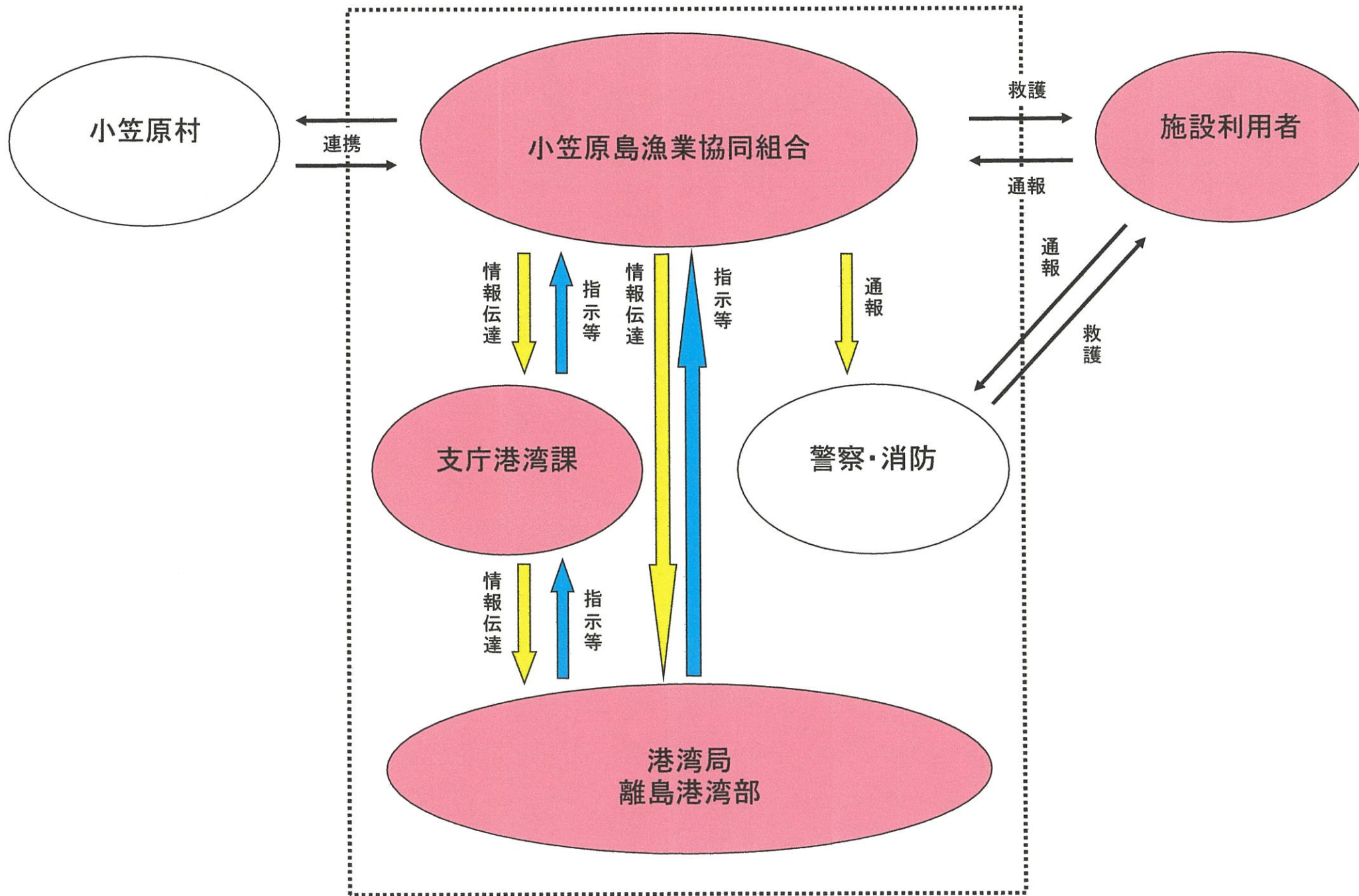
- 漁港においては、利用者の海面への転落や船舶の衝突、また施設等への接触・損傷といった事故等が起こる可能性もあり、一歩間違えば利用者の生命に関わる重大な事態につながりかねない特殊な施設である。こうした施設における事故防止のためにも、利用者に対して操船時の安全確認の励行やマナーの遵守、施設内での危険な行為の禁止など注意喚起を徹底することが重要である。
- 施設の維持管理にあたっては、施設管理上の瑕疵が利用者の生命や財産に直接的な被害を招く恐れもあることから、日常の巡回等により施設の異常等がないかを確認し、施設の適正な維持管理を行うとともに、利用者に対しても施設の異常等を発見・感じた場合には、直ちに管理者に連絡を行うよう要請していく。
- 万が一、事故等が発生した場合には、負傷者の救護を最優先に行い、別紙の連絡体制により迅速な情報伝達を行う。
- 災害発生時の取組については、まず、利用者の避難誘導や負傷者の救護を実施し、二次的被害の防止に努める。また、被災状況について速やかに把握し、東京都や警察・消防・村役場等、関係機関への連絡を行う。
- 災害時の行動マニュアル等を作成し、東京都との役割分担等についても協定の中で明確化しておくことで不測の事態に備えるとともに、緊急時の連絡体制の構築により、関係機関とも連携を図れるようにしておく。

4 施設の使用許可等

指定管理者には、東京都漁港管理条例に基づく指定施設の利用許可業務等を行っていただきますが、従来の管理委託制度との法的な相違点を踏まえたうえで、行政庁に代わって行政処分を行うことに対する責務と取り組み方針について記述してください。

- 従来の管理委託制度においては、施設の管理権限・責任は施設設置者である東京都が有しており、利用関係の設定を管理受託者が行うことはできなかった。しかし、指定管理者制度の導入により、管理権限を指定管理者が受任し、これにより使用許可を代行できるようになった。
- 二見漁港の場合、東京都漁港管理条例第15条の2第2項の規定に基づき、条例第8条の3第1項に規定する指定施設の利用の許可等の業務を代行することになる。
- 利用許可等は利用者の権利義務に影響を及ぼすことから特に慎重な取扱いを行う必要があり、東京都とも十分な協議を行ったうえで許可基準を定め、公平性・透明性が担保されるよう留意する。
- 当組合が行政庁に代わって行政処分を行うことは、東京都行政手続条例の適用を受けることになり、使用許可等の業務の範囲で東京都行政手続条例に規定する様々な責務を負うことになる。例えば、不利益処分を行うにあたり、条例に規定する聴聞の実施や理由の提示等の手続上の義務が発生することになる。そのため聴聞等の実施に際して必要になる内部規程を整備し、必要に応じて東京都とも協議を行ったうえで、行政庁として適切な対応が図れるよう準備を行っておく。

【緊急連絡体制】



【緊急連絡体制】

